

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります、非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 解答上の注意点

問題中、年及び年度の表示が以下によっている場合には、それぞれに対応しているものとして解答して下さい。

「本年」…令和9年、「前年」…令和8年、「前々年」…令和7年

「本年度」…令和9年度、「前年度」…令和8年度、「前々年度」…令和7年度

目次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

個人の納税義務者等

問題 1	課税団体、負担する住民税の種類……………	A	3 分			
問題 2	道府県の課税の特例及び賦課期日……………	A	3 分			

個人の均等割額

問題 3	個人の均等割額の判定……………	A	3 分			
------	-----------------	---	-----	----------------------	----------------------	----------------------

各種所得の金額

問題 4	利子所得の金額・配当所得の金額の計算……………	A	5 分			
問題 5	不動産所得の金額・事業所得の金額の計算……………	A	6 分			
問題 6	給与所得の金額・退職所得の金額の計算……………	B	7 分			
問題 7	山林所得の金額の計算（平成 8 年本試験問題 改題）…	A	3 分			
問題 8	譲渡所得の金額の計算（一般）……………	A	4 分			
問題 9	譲渡所得の金額の計算（通算）……………	A	6 分			
問題10	譲渡所得の金額の計算（5 % 概算取得費）……………	A	6 分			
問題11	山林所得の金額・一時所得の金額などの計算……………	A	7 分			
問題12	公的年金等の計算……………	B	9 分			
問題13	青色申告特別控除額……………	A	6 分			

課税標準

問題14	課税標準の計算……………	A	2 分			
問題15	損益通算……………	A	4 分			
問題16	損益通算（不動産所得に係る特例、平成21年本試験問題 改題）…	A	5 分			
問題17	損失の繰越控除（純損失の繰越控除）……………	B	9 分			
問題18	損失の繰越控除（雑損失の繰越控除）……………	C	2 分			
問題19	損益通算・損失の繰越控除……………	C	10 分			

配当所得等に係る留意事項

問題20	配当所得・利子割・配当割……………	B	7 分			
------	-------------------	---	-----	----------------------	----------------------	----------------------

生計を一にする親族に対する対価

問題21	事業専従者等……………	A	4分			
------	-------------	---	----	----------------------	----------------------	----------------------

課税所得金額

問題22	課税所得金額……………	A	8分			
問題23	課税所得金額（措置法の特別控除No.1）……………	B	14分			
問題24	課税所得金額（措置法の特別控除No.2）……………	A	18分			

所得控除

問題25	雑損控除……………	A	20分			
問題26	医療費控除……………	A	4分			
問題27	生命保険料控除……………	B	8分			
問題28	地震保険料控除……………	A	4分			
問題29	各種保険料控除……………	A	6分			
問題30	所得控除（物的控除）……………	B	14分			
問題31	所得控除（人的控除No.1）……………	B	9分			
問題32	配偶者控除・配偶者特別控除……………	B	8分			
問題33	所得控除（人的控除No.2）……………	B	7分			
問題34	所得控除のまとめNo.1……………	B	7分			
問題35	所得控除のまとめNo.2……………	B	16分			

税額計算

問題36	税額計算（課総・課山No.1）……………	A	4分			
問題37	税額計算（課総・課山No.2）……………	A	12分			
問題38	配当控除No.1……………	A	7分			
問題39	配当控除No.2……………	A	6分			
問題40	配当控除No.3……………	B	5分			
問題41	税額計算（課短・課長）……………	A	14分			
問題42	課税短期譲渡所得の税額軽減……………	A	4分			
問題43	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合…	A	9分			
問題44	長期譲渡所得の軽減税率……………	A	6分			
問題45	居住用財産の譲渡所得の特別控除及び軽減税率……………	A	8分			

株式等に係る譲渡所得の計算等

問題46	株式等に係る譲渡所得等の金額No.1（平成16年本試験問題 改題）…	B	10分			
問題47	株式等に係る譲渡所得等の金額No.2……………	B	5分			
問題48	先物取引に係る雑所得等の金額（平成14年本試験問題 改題）…	A	9分			

非課税等

問題49	住民税の非課税No.1	A	6分			
問題50	住民税の非課税No.2	B	8分			
問題51	住民税の非課税No.3	B	14分			
問題52	住民税の非課税No.4	B	10分			
問題53	所得割の調整	A	6分			
問題54	均等割の税率の軽減	C	21分			

調整控除

問題55	調整控除No.1（人的控除差額）	A	7分			
問題56	調整控除No.2（第Ⅴ段階の計算）	B	27分			
問題57	調整控除No.3（所得控除との関係）	B	12分			

配当割額控除等

問題58	配当割額控除	A	7分			
問題59	配当等に係る課税方法と配当割額控除、株式等との通算	A	19分			
問題60	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除	C	7分			

寄附金税額控除

問題61	寄附金税額控除	B	16分			
------	---------------	---	-----	----------------------	----------------------	----------------------

総合問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
問題1	総合問題No.1	A	25分	
問題2	総合問題No.2（平成11年本試験問題 改題）	B	20分	
問題3	総合問題No.3（平成8年本試験問題 改題）	B	35分	
問題4	総合問題No.4（平成5年本試験問題 改題）	B	65分	
問題5	総合問題No.5（平成13年本試験問題 改題）	B	65分	
問題6	総合問題No.6（平成8年本試験問題 改題）	B	65分	
問題7	総合問題No.7（平成6年本試験問題 改題）	B	70分	
問題8	総合問題No.8（平成25年本試験問題 改題）	B	65分	
問題9	総合問題No.9	C	70分	

ワンポイント アドバイス

住民税の計算問題の答案の書き方の例

住民税の計算問題の答案用紙は、原則として全て手書きで作成します。下記3つの欄に分けて解答を作成すると良いでしょう。

※1 摘要欄	※2 金額欄	※3 計算過程欄
甲		
I 各種所得の金額		
給与所得	4,360,000	(1) 収入金額 6,000,000 (2) 給与所得控除額 (1)×20%+440,000=1,640,000 (3) (1)-(2)= 4,360,000
譲渡所得		
一般株式分離	△200,000	
上場株式分離	740,000	
II 課税標準		
総所得金額	4,360,000	※4
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	740,000	一般株式の譲渡による損失の金額は損益通算できない
計	5,100,000	
甲の母		
※5	(注)	
寡婦かつ	1,240,000≤1,350,000	∴非課税
(注)	2,340,000-1,100,000=1,240,000	

留意点

- ※1 摘要欄…計算する内容（納税義務者、計算の段階、所得区分等）を記入する欄です。
- ※2 金額欄…計算の結果を記入する欄です。計算過程欄で計算した最終値をここへ転記します。
- ※3 計算過程欄…問題文の資料を基に、計算の根拠を記入する欄です。ここで計算した最終値を金額欄へ転記します。
- ※4 計算過程欄には、算式の他にコメントを書く場合もあります。
- ※5 例外的に、欄を無視した解答も許容されます。

個別問題編

問題 1 課税団体、負担する住民税の種類

次の設例における住民税の課税団体及び納付すべき個人住民税の種類（均等割、所得割）を答えなさい。

〈設例 1〉

甲県 a 市に住所を有する個人

〈設例 2〉

甲県 a 市に住所、乙県 b 市に事務所を有する個人

〈設例 3〉

甲県 a 市に住所及び事務所、乙県 b 市に事務所を有する個人

〈設例 4〉

甲県 a 市に住所、同県 b 市に事務所を有する個人

解 答 P. 82

問題 2 道府県の課税の特例及び賦課期日

ランク 標準時間
A 3分

- (1) 甲山太一氏に係る住民税の課税団体及び納付すべき住民税の種類（均等割、所得割）について答えなさい。

〈設例 1〉

甲県 a 市に家屋敷、乙県 b 市に住所及び事務所、丙県 c 市に事務所を有する場合

〈設例 2〉

甲県 a 市に住所、同県 b 市に事務所、乙県 c 市に家屋敷を有する場合

〈設例 3〉

甲県 a 市に住所、同県 b 市に事務所 2 軒、同県 c 市に家屋敷を有する場合

- (2) 甲山太一氏は、以前より甲県 a 市に住所を有していたが、前年12月21日に住所を乙県 b 市へ移転した。

甲山太一氏の前年度分及び本年度分の課税団体及び納付すべき住民税の種類（均等割、所得割）を答えなさい。

解 答 P. 82

問題 3 個人の均等割額の判定

次の設例に係る住民税の均等割額を求めなさい。税率は標準税率とする。

〈設例 1〉 住所 A 県 a 市

〈設例 2〉 住所 A 県 a 市、事務所 A 県 a 市

〈設例 3〉 住所 A 県 a 市、事務所 A 県 a 市、A 県 b 市

〈設例 4〉 住所 A 県 a 市、事務所 A 県 a 市、C 県 c 市

〈設例 5〉 住所 A 県 a 市、事務所 C 県 c 市、家屋敷 C 県 d 市

解 答 P. 83

問題 4 利子所得の金額・配当所得の金額の計算

ランク 標準時間
A 5分

〈設例 1〉

次の場合における利子所得の金額、配当所得の金額を計算しなさい。

1. 利子所得

- (1) 定額貯金の利子（預入日 平成26年 3月11日 満期日 前年 3月10日）

50,000円

- (2) 普通預金の利子（支払日 前年 8月20日、支払取扱者所在地 X 県）

20,000円

2. 配当所得

X 株式会社（内国法人・非上場株式・年 1 回決算。）からの株式の配当金（所得税において確定申告済み）

250,000円

（注） X 社の株式を取得するために要した負債の利子は201,000円である。

〈設例 2〉（平成21年本試験問題 改題）

次の資料により、甲の配当所得の金額を計算しなさい。

1. 株式等に係る配当所得の収入金額

区 分	決 算	決算月	株主総会決議日	収入金額
x 株式（未上場）	年 1 回	3 月	前年. 6. 26	110,000円
y 株式（未上場）	年 1 回	12月	前年. 3. 28	43,000円
z 株式（未上場）	年 1 回	3 月	前年. 6. 20	75,000円

〈設例 3〉（平成 3 年本試験問題 改題）

次の資料により、甲の配当所得の金額を計算しなさい。

1. 配当所得の金額

- (1) Y 株式会社（内国法人・非上場・年 1 回決算、中間配当は行っていない。）からの株式の配当金（所得税において確定申告済み）

60,000円

- (2) Z 株式会社（内国法人・非上場・年 2 回決算、中間配当は行っていない。）からの株式の配当金（所得税において確定申告済み）

40,000円

（注） Z 社の株式を取得するための負債の利子5,000円がある。

解 答 P. 84

問題 5 不動産所得の金額・事業所得の金額の計算

ランク 標準時間
A 6分

〈設例 1〉（平成21年本試験問題 改題）

次の資料に基づき、不動産所得の金額及び事業所得の金額を答えなさい。

(1) 不動産所得に係る収入金額等

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① アパートの賃貸料等に係る収入金額 | 10,280,000円 |
| ② アパートの建物及び敷地の取得のための借入金の負債の利子 | 2,080,000円 |
| ③ ①に係るその他の必要経費 | 6,200,000円 |

- | | |
|-------------|------------|
| (2) 事業所得の金額 | 5,000,000円 |
|-------------|------------|

〈設例 2〉（平成12年本試験問題 改題）

次の資料に基づき、不動産所得の金額を答えなさい。

(1) 不動産所得に係る収入金額等の明細

区 分	収 入 金 額		必 要 経 費	
	収入金額の種別	収 入 金 額	取得に係る負債の利子	そ の 他
a 土地	権 利 金 (賃貸期間 2 年)	6,400,000円	—	—
	地 代 (月額20万円、8ヶ月分)	1,600,000円	2,000,000円	400,000円
b 家屋	家賃 (年額)	4,800,000円	1,280,000円	1,840,000円

〈設例 3〉（平成12年本試験問題 改題）

次の資料に基づき、不動産所得の金額及び事業所得の金額を答えなさい。

(1) 事業所得の金額

- | | |
|----------------------|------------|
| ① はまちの養殖から生ずる事業所得の金額 | 2,400,000円 |
| ② えびの養殖から生ずる事業所得の金額 | △480,000円 |
| ③ 不動産の売買から生ずる事業所得の金額 | |

a 土地（令和 4 年 8 月 22 日取得、前年 6 月 7 日に乙(株)に譲渡）に係る金額

3,200,000円

(2) 不動産所得の金額

7,200,000円

解 答 P. 84

個別解答編

問題 1

〈設例 1〉市町村民税…………… a 市（均等割 + 所得割）

道府県民税……………甲県（均等割 + 所得割）

〈設例 2〉市町村民税…………… a 市（均等割 + 所得割）

b 市（均等割）

道府県民税……………甲県（均等割 + 所得割）

乙県（均等割）

〈設例 3〉市町村民税…………… a 市（均等割 + 所得割）

b 市（均等割）

道府県民税……………甲県（均等割 + 所得割）

乙県（均等割）

〈設例 4〉市町村民税…………… a 市（均等割 + 所得割）

b 市（均等割）

道府県民税……………甲県（均等割 + 所得割 + 均等割）

問題 2

(1)

〈設例 1〉市町村民税…………… a 市（均等割）

b 市（均等割 + 所得割）

c 市（均等割）

道府県民税……………甲県（均等割）

乙県（均等割 + 所得割）

丙県（均等割）

〈設例 2〉市町村民税…………… a 市（均等割 + 所得割）

b 市（均等割）

c 市（均等割）

道府県民税……………甲県（均等割 + 均等割 + 所得割）

乙県（均等割）

〈設例 3〉市町村民税……… a 市（均等割 + 所得割）

b 市（均等割）

c 市（均等割）

道府県民税………甲県（均等割 + 均等割 + 均等割 + 所得割）

(2) 前年度分

本年度分

市町村民税……… a 市（均等割、所得割）

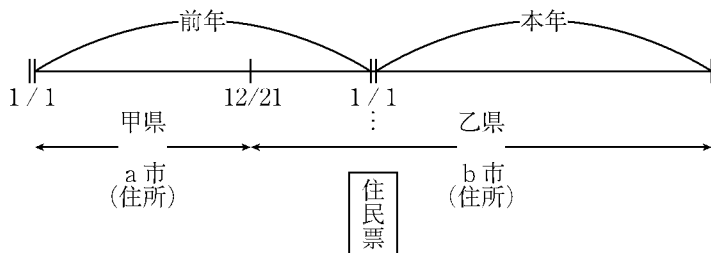
市町村民税……… b 市（均等割、所得割）

道府県民税………甲県（均等割、所得割）

道府県民税………乙県（均等割、所得割）

解説

(2) 本年度分の課税団体は、賦課期日である本年 1 月 1 日の住所地の道府県・市町村となる。



問題 3

〈設例 1〉A 県 1,000 円 a 市 3,000 円

〈設例 2〉A 県 1,000 円 a 市 3,000 円

〈設例 3〉A 県 2,000 円 a 市 3,000 円

b 市 3,000 円

〈設例 4〉A 県 1,000 円 a 市 3,000 円

C 県 1,000 円 c 市 3,000 円

〈設例 5〉A 県 1,000 円 a 市 3,000 円

C 県 2,000 円 c 市 3,000 円

d 市 3,000 円

問題 4

〈設例 1〉

I 各種所得の金額

利 子 所 得	0	定額貯金の利子、普通預金の利子は利子割課税され課税関係完結 (利子割) $50,000 \times 5\% + 20,000 \times 5\% = 3,500$
配 当 所 得	49,000	(1) 収入金額 250,000 (2) 負債利子 201,000 (3) (1) - (2) = 49,000

〈設例 2〉

I 各種所得の金額

配 当 所 得	228,000	$110,000 + 43,000 + 75,000 = 228,000$
---------	---------	---------------------------------------

〈設例 3〉

I 各種所得の金額

配 当 所 得	95,000	(1) 収入金額 $60,000 + 40,000 = 100,000$ (2) 負債利子 5,000 (3) (1) - (2) = 95,000
---------	--------	--

問題 5

〈設例 1〉

I 各種所得の金額

不 動 産 所 得	2,000,000	(1) 総収入金額 10,280,000 (2) 必要経費 $2,080,000 + 6,200,000 = 8,280,000$ (3) (1) - (2) = 2,000,000
事 業 所 得	5,000,000	

〈設例2〉

I 各種所得の金額

- 不動産所得 7,280,000 (1) 総収入金額
 $6,400,000 + 1,600,000 + 4,800,000 = 12,800,000$
(2) 必要経費
 $2,000,000 + 1,280,000 + 400,000 + 1,840,000$
 $= 5,520,000$
(3) $(1) - (2) = 7,280,000$

〈設例3〉

I 各種所得の金額

- 事業所得 5,120,000 $2,400,000 - 480,000 + 3,200,000 = 5,120,000$
不動産所得 7,200,000

問題6

- 〈設例1〉給与所得 860,000 (1) 収入金額 1,600,000
(2) 給与所得控除額
 $(1) \leq 2,200,000 \quad \therefore 740,000$
(3) $(1) - (2) = 860,000$

- 〈設例2〉給与所得 2,160,000 (1) 収入金額 3,200,000
(2) 給与所得控除額
 $(1) \times 30\% + 80,000 = 1,040,000$
(3) $(1) - (2) = 2,160,000$

- 〈設例3〉給与所得 3,160,000 (1) 収入金額 4,500,000
(2) 給与所得控除額
 $(1) \times 20\% + 440,000 = 1,340,000$
(3) $(1) - (2) = 3,160,000$

- 〈設例4〉給与所得 6,100,000 (1) 収入金額 8,000,000
(2) 給与所得控除額
 $(1) \times 10\% + 1,100,000 = 1,900,000$
(3) $(1) - (2) = 6,100,000$